

第2次宝塚市環境基本計画取組状況
(2006-2015)

平成27年12月

宝塚市

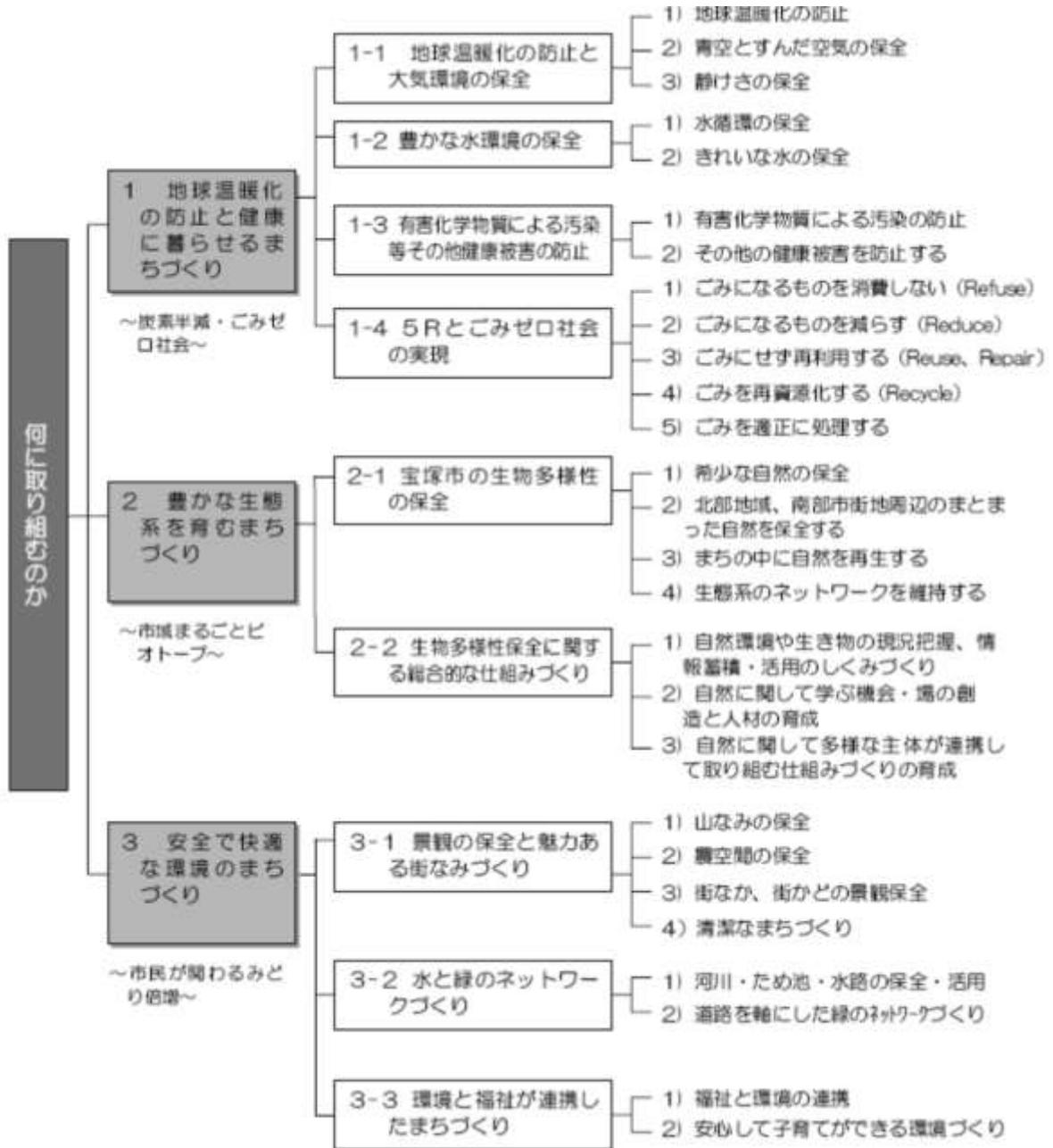
はじめに

本資料は、平成 18 年（2007 年）策定の第 2 次宝塚市環境基本計画（以下、本文において「第 2 次計画」という。）において本市が目指す環境都市像として掲げた「環境都市・宝塚 健全で恵み豊かな環境を共に育むまち ～持続可能なまちへの先駆的転換をめざして～」を実現するために、計画書に記載した様々な取組のうち、市が取り組むこととされた項目について、それぞれの取組状況を検証し、課題等を整理することにより、次の第 3 次宝塚市環境基本計画の策定の基礎資料として活用するために作成したものです。

第 2 次計画ではそれぞれの取組に対応した具体的なベンチマークは例示に留めていることから、今回の検証にあたり、取組ごとに想定される指標を具体的に設定し、比較することとしました。

なお、本資料で実施した検証事項及び今後の課題をまとめたものとして、別冊資料「第 2 次宝塚市環境基本計画の総括」を作成し、今回の検証の要点が把握できるようにしています。

第2次宝塚市環境基本計画 取組みの体系



分野

1 地球温暖化防止と健康に暮らせるまちづくり

～炭素半減・ごみゼロ社会～

施策体系
 施策体系細目
 取組内容

1-1 地球温暖化の防止と大気環境の保全

1) 地球温暖化の防止

- ①地球温暖化防止に向け、あらゆる分野・主体において省エネルギーを推進、新エネルギーを活用し、温室効果ガス排出量の削減を進めます。
- ②温室効果ガス排出量の削減とともに、北部地域等の森林保全による温室効果ガスの吸収・固定を維持します。

取組内容の実施結果（環境指標）

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
年間エネルギー消費量 (電気、ガス)	電気 485,450 千 kWh ガス 62,356 千 m ³	電気 509,393 千 kWh ガス 56,282 千 m ³
年間エネルギー消費量(ジュール換算) (電気 1kWh=3.6MJ、ガス 1 m ³ =45MJ で換算) ※指標単位の TJ は MJ の 10 の 6 乗倍	4,553TJ	4,366TJ
市民一人当たり年間エネルギー消費量 (H25 年度民生業務・家庭部門における全国一人当たりエネルギー消費量 35.3GJ)	20.7GJ	19.1GJ
太陽光発電設備設置件数 (市内設置(補助件数))	1 件	2,503 件
太陽光発電設備設置件数 (公共施設)	7 件 出力計 70.27kW	20 件 出力計 195.5kW
温室効果ガス排出量 (CO ₂ 換算/年)	775 千 t-CO ₂	783 千 t-CO ₂
市民一人当たり温室効果ガス排出量 (CO ₂ 換算/年) (H25 年度全国平均 10.3t-CO ₂)	3.53t-CO ₂	3.43t-CO ₂

期間中の取組状況

施策体系細目における取組状況	取組内容①について ・公共施設への太陽光発電設備設置推進のほか、「宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例」の制定、「宝塚エネルギー2050 ビジョン」の策定などによる市民、事業者との協働による再生可能エネルギー普及促進の仕組みづくりを推進
----------------	--

<p>市の役割として位置付けた取組み等の実施状況</p>	<p>取組内容②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス削減の取組については上記のとおり。 ・北部地域は、市街化調整区域であることと、新都市開発の予定があった森林が県有環境林として保全されているが、市の取組みはない。 <p>○市は、環境ラベルなど省エネルギーに関する啓発とともに、省エネルギー、新エネルギー普及促進のための仕組みづくりを進めます。</p> <p>○省エネルギービジョン（現・宝塚市地球温暖化対策実行計画）に基づき、特に家庭・事業系等民生部門の省エネルギーを進めます。</p> <p>（上記の取組み等に対する実施状況）</p> <p><u>省エネルギーに関する取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民への節電啓発事業（H23～） <ul style="list-style-type: none"> 街頭キャンペーン（節電の呼びかけ） クールスポットの創出（節電映画会、節電講演会の開催（H23）、お出かけキャンペーン等） 節電コンクール ・職員に対するうちエコ診断の実施 <p><u>再生可能エネルギーに関する取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者・行政などを対象にした、講演会、懇談会、視察セミナーなどの開催 ・広報誌、SNS、市HPによる広報 ・市民参加の仕組みづくりに向けた検討 <p><u>環境分野全般についての啓発及び学習機会の創出</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境啓発ポスター ・自治会を中心とした市民への環境学習 ・小学校への環境学習（H19～） <ul style="list-style-type: none"> →逆瀬台小、売布小、すみれが丘小 <p>○事業者としての市は、宝塚市環境実行計画（地球温暖化対策実行計画（事務事業編））等に基づき、グリーン調達、ESCO事業などによる公用車や空調の適正利用、省エネルギー機器の導入などの省エネルギーに率先して取り組めます。</p> <p>（上記の取組みの実施状況）</p>
------------------------------	---

省エネルギーに関する取組

- ・環境マネジメントシステムの継続的運用
実績報告、研修、監査
- ・スポーツセンターへのE S C O事業の導入
- ・施設省エネ改修（GND 基金を活用）
2 施設（東公民館、安倉西支援センター）
- ・電気自動車の導入 3 台
- ・低燃費車への転換 17 台

再生可能エネルギーに関する取組

- ・公共施設における太陽光発電の設置
20 施設 出力規模 195.5kW
- ・公共施設における風力発電の設置
5 施設 出力規模 1.68kW

○また、特に排出量の大きなクリーンセンター、下水処理場（県武庫川下流流域下水道）からの温室効果ガス排出量削減対策（ごみの減量化、汚泥処理）を進めます。

- ・クリーンセンターの設備更新による省エネ化
- ・廃棄物発電の発電能力の増強(800kW → 925kW)
- ・プラスチックごみの再資源化による燃やすごみの減量
(H16 63,591 トン → H25 50,112 トン)
(プラごみ再資源化による CO₂ 削減量：67,316t-CO₂)
※H19-H25 のプラごみ再資源化量の累積

○地球温暖化防止に関する環境と社会・経済発展の一体化に向け、エネルギー診断士、環境産業コーディネーターなどの人材ストックを、地域の地球温暖化防止に関するコミュニティビジネスに結び付けていきます。

(上記の取組みの実施状況)

- ・エネルギー診断士、環境産業コーディネーターなどの人材ストックはできていないが、市主催の再生可能エネルギーについてのセミナーや懇談会などへ参加する過程で、NPOや電気事業者、土地の地権者などが信頼関係を築き、市民発電所の設置に結びついた。

○地球温暖化防止に社会全体として効果的に取り組むために、プラットフォームに地球温暖化防止に関するグループを立ち上げ、あらゆる主体における取組み普及します。

(上記の取組みの実施状況)

- ・プラットフォームとなるグループの立ち上げはできていない。

	<p>○「熱帯夜をなくす運動」、「アイドリングストップゾーン」等の日や場を設けるなど、すべての主体によるいっせいの取組みをします。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報による市民への呼びかけ。 ・毎年7月7日の七夕にあわせたライトダウンをラ・ビスタをはじめ宝塚マンション管理組合協議会加盟のマンションに依頼。併せて市庁舎、水道局においても実施。
協働の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動団体や事業者により設立した団体がセミナーなどを企画・立案し、講師としても参加 ・協働を前提とした再生可能エネルギー推進の仕組みづくりとして「宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例」を策定(H25)し、宝塚エネルギー2050ビジョンを策定(H26)。 ・小学校で実施する環境学習を市民ボランティアが実施 ・太陽光発電キット、ソーラーカーを作成するワークショップをNPO団体が実施
評価及び今後の課題(継続含)	<ul style="list-style-type: none"> ・民生部門(家庭・業務)の省エネルギー活動の一層の促進が必要 ・省エネルギーに関し、審議会において、ビジョン策定や今後の仕組みづくりを検討 ・景気回復により温室効果ガスの増加が懸念される。 ・東日本大震災後のエネルギーに対する意識の変化もうかがえるが、市民・事業者・市等の一体となった取組みにより、さらなる意識の高揚と行動の促進が必要

分野

1 地球温暖化防止と健康に暮らせるまちづくり
 ～炭素半減・ごみゼロ社会～

施策体系

1-1 地球温暖化の防止と大気環境の保全

施策体系細目

2) 青空とすんだ空気の保全

取組内容

○特に、自動車排気ガスに起因する窒素酸化物（Nox）、光化学オキシダント（Ox）、浮遊粒子状物質（SPM）対策を重点的に進めるなど、大気汚染の原因となる社会経済活動を見直し、その防止に引き続き取り組めます。

取組内容の実施結果（環境指標）

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
環境基準達成率（大気質） （達成箇所・項目/全体箇所・項目） ※期間中、測定箇所、測定項目の増減あり	80.0% (8/10)	62.5% (5/8)

期間中の取組状況

施策体系細目における取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関への利用転換を図るノーマイカーデーの推進イベントでの啓発や公共施設での来訪者への呼びかけ（イベント2件/年、呼びかけ12回/年） ・大気汚染による市民への迅速な注意喚起及び汚染被害拡大防止のため、窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質等大気汚染物質の常時監視を実施
市の役割として位置付けた取組み等の実施状況	<p>○市は、徒歩、公共交通利用、環境ラベルによる低公害車利用促進のための仕組みづくりを進めます。</p> <p>○また、事業者として、徒歩、自転車、公共交通利用、低公害車利用への転換に率先して取り組めます。</p> <p>（上記取り組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域循環バスの運行、運行助成 ・ノーマイカーデーの実施（庁内放送のみ） ・電気自動車の導入 3台（H26現在） ・低燃費車への転換 17台（H26現在） <p>○被害の拡大防止</p> <p>（上記取り組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質等大気汚染物質の常時監視

協働の取組み	なし
評価及び 今後の課題（継続含）	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマイカーデーの市民・事業者への更なる働きかけを行う。 ・大気、空間線量の監視、苦情等の迅速な対応により、良好な環境が維持できている。 ・引き続き監視の継続による未然防止と、緊急時の適切な対応による被害・影響の極小化を図る。 ・多様なメディアを活用した情報発信とともに、市民への適切な対処、対応方法の周知・徹底を図る。

分野

1 地球温暖化防止と健康に暮らせるまちづくり
～炭素半減・ごみゼロ社会～

施策体系

1-1 地球温暖化の防止と大気環境の保全

施策体系細目

3) 静けさの保全

取組内容

○生活や事業活動に伴う騒音、自動車や航空機など交通に起因する騒音など、騒音・振動の防止に引き続き取り組めます。

取組内容の実施結果（環境指標）

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
環境基準達成率（騒音） （達成箇所・項目/全体箇所・項目）	82.3% (2,995/3,640)	89.6% (2,378/2,654)
※騒音測定箇所については毎年変動する。		

期間中の取組状況

<p>施策体系細目における取組状況</p> <p>市の役割として位置付けた取組み等の実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建設作業等届出受理時における啓発・指導 ・航空機や列車に起因する騒音苦情への対応（事業者への改善要請） ・ノーマイカーデーの実施（庁内放送のみ） ・航空機・自動車等の騒音調査 ・主要幹線道路での交通量調査実施 <p>○市は、近隣騒音や自動車利用時に関するマナーの普及啓発とともに、自動車交通騒音に関して要請限度を超えている地区の対策、関連自治体との広域連携のもとでの航空機騒音対策を進めます。</p> <p>（上記取り組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音に対する苦情対応は個別に対応しているが、近隣騒音や自動車利用時に関するマナーの普及啓発、要請限度を越えている地区に対して具体的な対応はしていない。 ・交通量を抑えるためのノーマイカーデーを啓発 ・大阪国際空港騒音対策協議会の構成員として、広域的な航空機騒音対策に参画している
協働の取組み	なし
評価及び今後の課題（継続含）	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機騒音は基準達成 ・交通量の削減により、騒音の軽減にも資するノーマイカーデーを周辺 7 市が協調して実施するも、大きな効果は見られない。市民・事業者への更なる働きかけを行う。

分野

1 地球温暖化防止と健康に暮らせるまちづくり
～炭素半減・ごみゼロ社会～

施策体系

1-2 豊かな水環境の保全

施策体系細目

1) 水循環の保全

取組内容

- ①豊かな水循環を保全するため、市域の森林・農地等の保全、地下浸透の促進などの水源涵養対策に取り組みます。
- ②また、水資源の利用による自然環境中の水循環量の減少を最小にするため、節水や循環利用、雨水利用を進めます。

取組内容の実施結果（環境指標）

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
有収水量（料金徴収の対象となった水量）	24,215,058 m ³	23,754,278 m ³
有効率（供給した配水量に対する有効活用された水量の割合）	95.16%	98.13%

期間中の取組状況

<p>施策体系細目における取組状況</p> <p>市の役割として位置付けた取組み等の実施状況</p>	<p>取組内容①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水のマスタープランに基づく取組みの推進 ・市民農園の拡充、都市計画道路整備時には地下浸透を考慮して工事を行う。 <p>取組内容②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道週間における水の大切さについての啓発 ・渇水時の節水広報 ・節水及び洪水抑制のため、個人宅の雨水貯留施設設置への助成 <p>〇市は、森林・農地の保全とともに、地下浸透、環境ラベルによる節水循環利用、雨水利用促進に関する啓発や仕組みづくりを進めます。</p> <p>（上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組内容①、②に記載 <p>〇また、事業者として、グリーン調達、公共施設での節水、循環利用、雨水の有効利用などに率先して取り組みます。</p> <p>（上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムを運用し、節水に努めた。 <p>（ H22 476,675 m³ → H25 494,388 m³ ）</p>
--	---

	<p>○県民緑税の活用による森林保全に取り組みます。 (上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民緑税を活用し、都市の緑の保全・再生のための事業として、住民団体などが行う植樹や芝生化などの緑化活動に対して県が支援する県民まちなみ緑化事業の実施により、都市における環境の改善や防災性の向上が図られています。
協働の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道モニター制度による施策に対する意見聴取 ・ 洪水抑制のため、個人宅の雨水貯留施設設置への助成
評価及び今後の課題（継続含）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有収水量が減量となっているのに、有収率 95%以上を確保しており、水資源を効率的に活用していると考えられる。 ・ 設備の維持・管理の継続 ・ 節水や水の循環利用に関する啓発の継続

	<p>○水道水源や水辺のネットワークとして重要な武庫川水系等の水質の適正管理に努めます。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に水質調査を実施。(市内 24 地点) ・武庫川を水源とする小林浄水場の原水の定期的な水質検査を実施。
協働の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・個人宅の雨水貯留施設設置への奨励と助成
評価及び今後の課題(継続含)	<ul style="list-style-type: none"> ・水質については調査項目のうち 4 項目(ひ素、ふっ素、大腸菌群、PH)が環境基準未達成であるが、いずれも自然由来のものであると考えられ、利水状況から健康影響が生じるおそれはないものの留意が必要 ・公共下水道(雨水・汚水)の整備、個人宅の雨水貯留施設設置、トイレの水洗化促進は順調に推移している ・新たな汚染物質の監視が必要 ・公共下水道設は、長寿命化計画に基づく耐震化、経年劣化対策が必要 ・継続した水洗化の促進

分野

1 地球温暖化防止と健康に暮らせるまちづくり

～炭素半減・ごみゼロ社会～

施策体系

1-3 有害化学物質による汚染等その他健康被害の防止

施策体系細目

1) 有害化学物質による汚染の防止

取組内容

○重大な健康被害を引き起こす有害化学物質の適正な管理を徹底し、大気、土壌・地下水等の有害化学物質による汚染の発生を未然に防止します。

取組内容の実施結果（環境指標）

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
大気中におけるダイオキシン濃度 (市クリーンセンターにおける数値、既設炉の規制値は1ng-TEQ/N m ³)	2 回測定平均 1 号炉 0.036ng-TEQ/N m ³ 2 号炉 0.031ng-TEQ/N m ³	2 回測定平均 1 号炉 0.000071ng-TEQ/N m ³ 2 号炉 0.0000024ng-TEQ/N m ³

期間中の取組状況

<p>施策体系細目における取組状況</p> <p>市の役割として位置付けた取組み等の実施状況</p>	<p>・大気、土壌、地下水等の有害化学物質による汚染について、随時もしくは定期的に検査を実施し、汚染発生時の迅速な対応や被害拡大の防止を図っている。</p> <p>○市は、事業者に対する有害化学物質の管理及び土壌・地下水汚染の防止、汚染土壌の適正な処理についての指導を徹底するとともに、土壌・地下水汚染に関する情報の収集・提供を進めます。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <p>・市開発まちづくり条例による開発構想届出時の事前協議手続きの中での、土壌汚染の防止、適正処理への指導</p> <p>・土壌・地下水汚染に関する情報の収集・提供を実施。</p> <p>○また、有害化学物質発生の原因となるごみの野焼き防止対策を徹底します。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <p>・野焼きに関する県作成のチラシを利用</p> <p>・苦情通報により野焼きの是正指導（H25 年度 20 件）</p>
--	--

	<p>○事業者としては、クリーンセンターからのダイオキシン類の排出削減などの有害化学物質対策を徹底します。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンター焼却炉煙突におけるダイオキシン類排出量の監視による排出基準の維持 ・市ホームページでのダイオキシン類の排出情報の発信
協働の取組み	なし
評価及び今後の課題(継続含)	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンターにおけるダイオキシン類の排出量は、近年は平成16年度の500分の1の低濃度であり、基準値と比較しても1万4千分の1程度となっている。 ・継続した監視と適切な処理が必要

分野

1 地球温暖化防止と健康に暮らせるまちづくり

～炭素半減・ごみゼロ社会～

施策体系

1-3 有害化学物質による汚染等その他健康被害の防止

施策体系細目

2) その他の健康被害を防止する

取組内容

○電磁波など、その影響について科学的な解明が未確立の領域に関する健康被害について、その防止に留意します。

取組内容の実施結果（環境指標）

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
—	—	—

期間中の取組状況

施策体系細目における取組状況	・情報の収集
市の役割として位置付けた取組み等の実施状況	○化学的な解明が未確立な領域に関する健康被害について、そのリスク対策に関心を持ちます。 (上記の取組みの実施状況) ・化学物質過敏症に関して公共施設への来訪者に対して周知 ・市民の理解を得るため、化学物質過敏症を題材とした映画を上映（2011年12月）
協働の取組み	なし
評価及び今後の課題（継続含）	・引き続き科学的な解明が未確立の領域に関する情報を収集

分野

1 地球温暖化防止と健康に暮らせるまちづくり
～炭素半減・ごみゼロ社会～

施策体系

1-4 5Rとごみゼロ社会の実現

施策体系細目

1) ごみになるものを消費しない (Refuse)

取組内容

○物質消費のあり方を見直し、ごみになる不要なものは買わない、もらわないようにします。

取組内容の実施結果 (環境指標)

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
ごみの総排出量	84,877t	79,841t
市民一人当たり一日平均ごみ排出量 (H25 全国平均 972 g)	1,056 g	960 g

期間中の取組状況

<p>施策体系細目における取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいトーク(出前講座)や、市民のクリーンセンター施設見学時に啓発。
<p>市の役割として位置付けた取組み等の実施状況</p>	<p>○市は、ごみになる不要なものを買わないように、マイバッグ運動の実施などゴミになる不要なものをもらわないようにする啓発や、消費行動転換の契機となり、誘導する仕組みづくりを進めます。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画に基づいた啓発事業の推進 ごみの発生抑制、減量化、資源化推進の企画、調査研究事業者とレジ袋削減協定を締結 (H25 年度現在 4 事業者) ・ごみの減量化・再資源化推進宣言の店舗の指定 (H24 : 45 店舗) ・市民に委嘱された廃棄物減量等推進員 (ごみゼロ推進員) が、地域の環境美化や分別化の指導、減量化・資源化の推進などに協力するとともに、行政との調整役を担っている。 <p>○また、事業者としてはごみになる不要なものの調達削減などに率先して取り組みます。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの運用による取組み

協働の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロ推進員による地域内における啓発活動 ・事業者とレジ袋削減協定を締結 ・施設見学説明員を市民に委嘱 ・ごみの減量化・再資源化推進宣言の店舗の指定
評価及び 今後の課題（継続含）	<ul style="list-style-type: none"> ・5 R から 3 R（Reduce , Reuse , Recycle）に集約 ・各種啓発事業の推進 ・レジ袋削減協定の拡充等による 3 R の推進

分野

1 地球温暖化防止と健康に暮らせるまちづくり
～炭素半減・ごみゼロ社会～

施策体系

1-4 5Rとごみゼロ社会の実現

施策体系細目

2) ごみになるものを減らす (Reduce)

取組内容

○買ったりもらったりしたものを無駄にせず、ごみになるものを減らすようにします。

取組内容の実施結果 (環境指標)

項目	平成 20 年度	平成 24 年度
—	—	—

期間中の取組状況

施策体系細目における取組状況	<ul style="list-style-type: none">・環境マネジメントシステムの運用による取組み・ふれあいトーク(出前講座)や、市民のクリーンセンター施設見学時に啓発。
市の役割として位置付けた取組み等の実施状況	<p>○市は、ごみになるものを減らす消費行動転換の契機となり、誘導する仕組みづくりを進めます。</p> <p>○また、事業者としては、調達したものを無駄にせず、ごみになるものを減らすことに率先して取り組みます。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none">・施策体系細目における取組状況に記載のとおり
協働の取組み	施設見学説明員を市民に委嘱。
評価及び今後の課題 (継続含)	<ul style="list-style-type: none">・5Rから3R (Reduce , Reuse , Recycle) に集約

分野

1 地球温暖化防止と健康に暮らせるまちづくり
 ～炭素半減・ごみゼロ社会～

施策体系

1-4 5Rとごみゼロ社会の実現

施策体系細目

3) ごみにせず再利用する (Reuse, Repair)

取組内容

○ものを再利用したり、修理しながら長く使い続け、ごみにしないようにします。

取組内容の実施結果 (環境指標)

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
粗大ごみリサイクル品販売会の開催回数	2 回	1 回

期間中の取組状況

<p>施策体系細目における取組状況</p> <p>市の役割として位置付けた取組み等の実施状況</p>	<p>・粗大ごみリサイクル品販売会の実施</p> <p>○市は、再利用・修理に関する情報提供など、再利用が促進される仕組みづくりとともに、再利用促進の契機となり、誘導する仕組みづくりを進めます。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <p>・ごみの減量化・再資源化推進宣言の店舗の指定 (H24 : 45 店舗)</p> <p>○また、事業者としては、再利用品・修理品の調達に率先して取り組みます。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <p>・環境マネジメントシステムの運用による取組み (不要物品等の交換)</p> <p>○資源利用に関する環境と社会・経済発展の一体化に向け、リサイクルショップや修理ショップ、フリーマーケットなど、再利用品・修理品の利用促進に関するビジネスに結び付けていきます。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <p>・クリーンセンターが収集した粗大ごみをさざんか福祉会に提供し、修理再生している。</p>
--	--

協働の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・再資源化推進宣言の店舗の指定 ・クリーンセンターが収集した粗大ごみをさざんか福祉会に提供し、修理再生している。
評価及び 今後の課題（継続含）	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみリサイクル品販売会について、毎回多くの市民が来場し、大部分の展示品が売れることから、リユースに対する市民の関心は高い。 ・不用品の売買や不用品の交換ができる機会の充実。

分野

1 地球温暖化防止と健康に暮らせるまちづくり
～炭素半減・ごみゼロ社会～

施策体系

1-4 5Rとごみゼロ社会の実現

施策体系細目

4) ごみを再資源化する (Recycle)

取組内容

○再利用が困難でゴミとなるものの再資源化を進めていきます。

取組内容の実施結果 (環境指標)

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
資源化率 (資源化量/ごみ総量) (H25 全国平均 20.6%)	24.1%	30.6%

*資源化率とは、ごみの総量のうち「資源回収」と「集団回収」による回収量の割合

期間中の取組状況

施策体系細目における取組状況	<ul style="list-style-type: none">・ごみの分別区分の充実 (8種・10分別)・使用済み小型家電のリサイクル事業の実施 (H26 から)・再生資源集団回収奨励金交付制度の推進
市の役割として位置付けた取組み等の実施状況	<p>○市は、ゴミ収集の分別区分を充実するとともに、環境ラベルの普及、資源化促進の転換の契機となり、誘導する仕組みづくりを進めます。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none">・プラスチックの分別収集を実施。(H19 から) <p>○また、事業者としての市は、公共施設における分別の徹底などに率先して取り組みます。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none">・環境マネジメントシステムの運用による取組み <p>○資源利用に関する環境と社会・経済発展の一体化に向け、剪定枝や生ごみの堆肥化など、地域資源やノウハウを活かして資源化ビジネスに結びつけていきます。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none">・緑のリサイクルセンターにおいて植木ごみをチップ化し事業者販売している。

	<p>○ごみの再資源化に社会全体として効果的に取り組むために、集団回収などの地域の取組みをさらに進めるとともに、プラットフォームにおいてリサイクルに関するグループを立ち上げ、取組を普及します。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団回収の要件を見直し拡充に努めた。 プラットフォームは未実施。 <p>○「5R大賞」などの表彰・アドバイザー制度を創設し、市民のノウハウを活かした身近な指導、支援の取組を進めます。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組みなし
協働の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生資源集団回収奨励金を交付 ・ 廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）を委嘱し、市の施策への協力とともに、行政との調整役を担っている。
評価及び今後の課題（継続含）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生資源集団回収奨励金交付制度の充実

分野

1 地球温暖化防止と健康に暮らせるまちづくり
～炭素半減・ごみゼロ社会～

施策体系

1-4 5Rとごみゼロ社会の実現

施策体系細目

5) ごみを適正に処理する

取組内容

○やむなくごみになったものを適正に処理します。

取組内容の実施結果（環境指標）

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
焼却ごみ量（トン）	63,591 トン	55,308 トン

期間中の取組状況

施策体系細目における取組状況	<ul style="list-style-type: none">・一般廃棄物処理基本計画に基づくごみの適正な処理・分別の徹底による再資源化、再利用
市の役割として位置付けた取組み等の実施状況	<p>○市は、環境ラベルの普及とともに、クリーンセンターでのゴミの適正な処理を徹底します。</p> <p>（上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none">・ごみの適正処理はできているが、環境ラベルは未実施。
協働の取組み	<ul style="list-style-type: none">・取組みなし
評価及び今後の課題（継続含）	<ul style="list-style-type: none">・啓発等による市民意識の向上により、ごみ総量が減少する一方、平成 19 年度からプラごみの分別収集を実施するなど、分別収集・資源化が進んでいる。資源化が進むことに併せて、焼却するごみの量は減少している。・景気回復傾向の中で、ごみ量の増加が見込まれる。

	<p>○さらに、「宝塚市生態系レッドデータブック」を活用しながら、希少な種類の動植物が生息する場所についてその環境をきちんと把握し、必要に応じて植生等調査を行い、希少度が高いものについては保全を図るなどの対応を行います。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レッドデータの情報について、平成 23 年度に見直し、整理を行ったが、植生等調査、希少度が高いものについての保全の取組みまでは至っていない。 <p>○希少な自然保全を効果的に取り組むため、自然に関わる市民団体や行政などが集まり、意見交換や情報交換する場を設けます。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境都市宝塚推進市民会議での意見交換や情報提供
協働の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・永年、地元で保全再生活動を行ってきた団体を中心に「丸山湿原エコミュージアム推進協議会」を組織し、保全活動の支援を行っている。松尾湿原も市民ボランティア団体が保全活動を行っている。
評価及び今後の課題 (継続含)	<ul style="list-style-type: none"> ・丸山湿原及び松尾湿原は、周辺の山に人の手が入らなかったことから自然遷移が進んでいたが、里山管理等保全管理が行われることにより、湿原特有の植物がよみがえってきた。

分野	2 豊かな生態系を育むまちづくり～市域まるごとビオトープ～
施策体系	2-1 宝塚市の生物多様性の保全
施策体系細目	2) 北部地域、南部市街地周辺のまとまった自然を保全する
取組内容	○都市近郊のまとまった自然として、生き物の重要な生息場所となる北部地域の里地・里山を保全します。また、南部市街地周辺の緑地を環境林として保全します。

取組内容の実施結果（環境指標）

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
環境保全活動団体数	2団体	6団体
市民農園区画数 (南部地域)	10 農園 283 区画	14 農園 365 区画

期間中の取組状況

<p>施策体系細目における取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北部地域の里地・里山の保全、南部市街地周辺の緑地（北雲雀きずきの森、中筋山手地区緑地、中山台地区緑地、ゆずり葉の森、千吉稲荷大明神の社寺林、武庫山の森）での保全について、市民団体による保全活動が行われている。 (市内活動団体) 櫻守の会、中山台コミュニティ緑化環境対策部、ひばりガ丘コミュニティ、楽森会、千吉稲荷大明神世話人会、ひょうご県武庫山の森づくりの会 ※上記のうち、櫻守の会、中山台コミュニティ緑化環境対策部の2団体はH16以前から活動
<p>市の役割として位置付けた取組み等の実施状況</p>	<p>○市は、市民参加の活動を支援します。 (上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山台緑化活動の支援 <p>○事業者としての市は、里山林整備事業、里地里山保全再生モデル事業等を活用しながら、里山林の保全に努めます。また、都市景観条例に基づく都市景観形成地域の指定など条例、法制度等による地域特性に応じた緑地の保全を拡充します。 (上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化協定や都市景観形成地域の指定、特別緑地保全地区の決定による緑地の保全

	<p>○さらに、市民農園事業を拡充します。 (上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園の農地の確保、市民向け体験農業の企画、PRの実施について、今後も引き続き拡充 <p>○交流（エコツーリズム）推進、市民農園の実施、多自然居住の推進など、継続的に北部地域の里地環境（農地、水路、ため池等の一体となった環境）を保全するしくみを作ります。 (上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコバスツアーの開催(エコツーリズムは未実施) ・北部地域の里地保全の支援 ・市民農園の運営 ・多自然居住については取組みなし <p>○木質資源バイオマスの積極的な活用、松茸山の再生など林産業の活用と里山林の再生を結びつけます。 (上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑のリサイクルセンターの運営(熟成チップの無償提供等) ・松茸山再生プログラムの実施については県(西谷の森公園)が事業実施 <p>○また、消費者側についても、なるべく宝塚産の農産物を消費するなど、地産地消やフードマイレージ運動に取り組みます。さらに、「宝塚菜」など農産物のネーミングをCI的に検討し、北部地域の自然の恵みをブランド化します。 ※CI：コーポレート・アイデンティティ：地域の特性や独自性をわかりやすく発信し、存在価値を高めていく手法 (上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西谷の野菜を活用したイベント(西谷収穫祭、宝塚朝市など)の開催
協働の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市が一部資材提供等支援を行っている場合もあるが、すべて市民のボランティア活動として整備されている。
評価及び今後の課題(継続含)	<ul style="list-style-type: none"> ・以前から活動されていた2団体に加え、自然環境意識の高まりから保全活動を行う団体が増えている。 ・次世代の環境保全活動を担う人材の育成 ・環境保全活動の共催、後援等の支援の充実

分野
 施策体系
 施策体系細目
 取組内容

2 豊かな生態系を育むまちづくり～市域まるごとビオトープ～

2-1 宝塚市の生物多様性の保全

3) まちの中に自然を再生する

- ①公園・緑地・病院・学校などの公共用地や施設では、郷土種のみどりを取り入れたり、水辺を整備するなどしてビオトープ空間を積極的に創り、維持管理します。
- ②企業用地、住宅地などの民有地では生垣づくりや壁面緑化などできるだけ自然に配慮します。また、市街化区域内の農地やため池については、生き物の生息の場として保全・活用を図ります。

取組内容の実施結果（環境指標）

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
1人当たりの都市公園面積	3.94 m ²	3.85 m ²
生垣等緑化延長	(平成 23 年度) 30m	92m
地域緑化モデル地区指定数	94 団体	109 団体
生産緑地地区指定面積	88.92ha	77.98ha

期間中の取組状況

<p>施策体系細目における取組状況</p> <p>市の役割として位置付けた取組み等の実施状況</p>	<p>取組内容①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な小学校での取り組みはみられるが、取り組む学校数を増やすことが課題である。 <p>取組内容②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県事業（県民まちなみ緑化事業）として壁面緑化の助成 <p>○生け垣の緑化支援、環境共生住宅の普及など、民有地での市民の活動を支援します。 （上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化基金を活用した生け垣緑化に対する助成 （助成した生け垣の総延長 H23：30m → H25：92m） <p>○社寺林などまとまったみどりについては、既存の条例制度等を活用し保全地区として維持します（県「環境緑地保全地域」市「自然環境の保全と緑化の推進に関する条例」）。 （上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護樹や自然環境保全地区の指定、保全 ・保護樹等の育成援助費を助成 （助成件数 H21：18件 H25：19件） <p>○事業者としての市は、公園、学校等の公共用地・施設にビオトープの整備、自然配慮型の植栽を進めます。 （上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策体系細目における取組内容①と同じ。 <p>○また、特に、先行取得用地で現在空き地になっている箇所については、暫定的な緑化など自然に配慮するよう努めます。 （上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施できていない。 <p>○環境と社会・経済発展を一体化させるために、まちの中で発生する選定枝などの木質資源バイオマスを積極的に活用します。 （上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑のリサイクルセンターの運営
---	---

協働の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の自治会、コミュニティ団体等と都市公園の環境保全に関する公園アドプト制度を活用し、各団体等が公園の清掃、除草等の活動を行う。 ・ 地域緑化モデル団体に年2回花苗を配布し、団体が公園に緑化（花）を広める。 ・ 花と緑のフェスティバルにおいて、各種団体等の催し、活動内容の展示や花苗、植木、園芸資材等の展示や販売コーナーを設けている。
<p>評価及び 今後の課題（継続含）</p>	<p><公園整備・管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引続き適切な公園等の維持管理に努めて公園の効用を保ち、公園アドプト制度による管理協定を広げる。 ・ 市公園条例にある市民一人当たりの標準公園面積 5 m²を達成するよう都市公園の指定や整備を推進する。 ・ 地域ニーズ、住宅建設等の動向に対応する公園整備が必要 <p><緑化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生垣等緑化推進助成は、植栽可能な時期が冬期に限定されるなどの性質があるが、良好な緑の環境の確保を図るため、同制度の広報、PR活動による周知を図る。 ・ 地域緑化団体数の増加に努める。 ・ 今後も緑豊かな本市の環境を維持し、より良いものに改善するには市民（ボランティア）の協力が不可欠であることから、花と緑に対する潜在的な理解者、協力者の参加を促すため、引続き市民に啓発していく。

分野	2 豊かな生態系を育むまちづくり～市域まるごとビオトープ～
施策体系	2-1 宝塚市の生物多様性の保全
施策体系細目	4) 生態系のネットワークを維持する
取組内容	○河川・水路・道路の緑など北部から南部へと連続した自然は、生物の移動空間として重要であるため、緑を増やす、人工物による分断を避ける、自然に配慮した工法を用いるなどにより、生態系のネットワークを維持するよう努めます。

取組内容の実施結果（環境指標）

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
多自然型工法延長(荒神川)	336m/990m	529m/990m
生産緑地地区指定面積	88.92ha	77.98ha

期間中の取組状況

施策体系細目における取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・近自然工法の活用による河川整備 ・市街化区域内にある農地等の生産活動に着目して、公害又は災害の防止、農業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を生産緑地として指定し、計画的に保全
市の役割として位置付けた取組み等の実施状況	<p>○河川改修、補修の際には自然に配慮した工法を導入します。 （上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策体系細目における取組内容と同じ。 <p>○街路を緑で豊かにするため、街路樹の剪定について、強剪定を避けなるべく高木として育てる、時期等生態系にも配慮するなど、適切な方法で行います。 （上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手入れの関係で高木は植えない方針。
協働の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な営農による適正な管理を求めている。
評価及び今後の課題（継続含）	<ul style="list-style-type: none"> ・近自然型工法による河川整備が着実に進んだ。 ・植木産業振興や公共空間の確保の観点からも追加指定を行ってきたが、公共施設の整備や営農継続の困難を理由に廃止や変更が増えており、全体として減少している。 ・産業振興施策と連携した総合的な取組みが必要。

分野
 施策体系
 施策体系細目
 取組内容

- 2 豊かな生態系を育むまちづくり～市域まるごとビオトープ～
 2-2 生物多様性保全に関する総合的な仕組みづくり
 1) 自然環境や生き物の現状把握、情報蓄積・活用の仕組みづくり
 ①自然環境や生き物の現状を把握し、情報を収集・更新する仕組みを作ると同時に、それらのデータを活用して普及啓発を進めます。
 ②自然環境のリスクマネジメントとして市民・事業者・行政が協働で常日頃から自然を管理する体制づくりを行います。

取組内容の実施結果（環境指標）

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
自然環境保護団体（グループ）の育成	15 団体	21 団体

期間中の取組状況

<p>施策体系細目における取組状況</p> <p>市の役割として位置付けた取組み等の実施状況</p>	<p>取組内容①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データベース未作成 <p>取組内容②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制づくりはできていない <p>○行政内部局、市民からの情報を集約し、データベースの作成、GIS などを用いた地図化を進めます。 （上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組みできていない <p>○また、これらのデータを活用して「宝塚市生態系レッドデータブック」を更新したり、「宝塚ブルーリスト（仮称）」を作成します。 （上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宝塚市生態系レッドデータブックは平成 23 年度に更新済み。 ・宝塚ブルーリスト（仮称）はブラックリスト（宝塚市の外来生物）として作成済み。
--	---

	<p>○さらに、公開可能な情報は冊子などにとりまとめて普及啓発に活用します。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「宝塚市生物多様性配慮ガイドブック」、「宝塚市の外来生物」(ブラックリスト)について、冊子にして配布。 <p>○情報の収集を効果的に進めるために、市民、行政、大学や研究機関が協働で取組み、情報のネットワーク化を促進します。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク化はできていない
協働の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市民を対象にした事業。既存団体からの講座参加あり。
評価及び今後の課題(継続含)	<ul style="list-style-type: none"> ・活動団体が6団体増加 ・環境講座からは受講生による新たな活動団体の組織化に発展していない。 ・継続した環境講座の開催により、次世代を担う人材の育成、市民への啓発の推進が必要 ・環境保全活動の共催、後援等の支援の充実

分野
 施策体系
 施策体系細目
 取組内容

2 豊かな生態系を育むまちづくり～市域まるごとビオトープ～
 2-2 生物多様性保全に関する総合的な仕組みづくり
 2) 自然に関して学ぶ機会・場の創造と人材の育成
 ○自然観察会など自然とふれあい学ぶ機会や場を創ること
 で、自然を守り、育てていく人材を育成します。

取組内容の実施結果（環境指標）

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
啓発事業（環境学習講座）への参加者数 （延べ人数）	136 人	284 人

期間中の取組状況

<p>施策体系細目における取組状況</p> <p>市の役割として位置付けた取組み等の実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境フォーラム、自然観察会(ホテルなど)、各小学校で環境体験学習を実施。 <p>○市は、「環境リーダー入門講座」などの継続実施による人材育成、インタープリター登録制度などの整備を検討します。 (上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に対する市民啓発と市内の環境活動団体の意見交換や連携を促進するため、毎年市民環境フォーラムを開催 ・環境問題について知り、理解し、行動をおこす市民を増やすことを目的に「環境リーダー養成講座」（たからづか E C O 講座）を開講 ・インタープリター登録制度は未実施。 <p>○専門家などのアドバイザー派遣、資材の提供等を行い、市民の取組みを支援します。 (上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然観察用資材等の貸し出しは行っているが、専門家などのアドバイザー派遣制度は実施していない。 <p>○野生動物乱獲防止等の普及啓発、公園・道路・河川等に樹木名の掲示、登山道、ハイキングルート等の整備、充実を図ります。 (上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生動物乱獲防止の普及啓発はできていない。 ・公園・道路・河川等に樹木名の掲示は未実施。 ・登山道は未実施。ハイキングルートについては、協働で整備。(亦楽山荘、北雲雀きずきの森)
--	---

	<p>○学校単位での田んぼ借り上げ（学校田）や里山の管理活動（学校林）の取組みを検討します。</p> <p>（上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討に至っていない。 <p>○「宝塚市立少年自然の家」（現・宝塚市立宝塚自然の家）など既存施設の活用を促進し、市民が自然にふれあう機会を創ります。</p> <p>（上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未実施。自然の家について、老朽化等により今後の利用について検討中。
協働の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座開催など行事は、環境団体、事業者などで構成する「環境都市宝塚推進市民会議」と協働で行っている。
評価及び 今後の課題（継続含）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座の受講生は減少傾向にある。内容や時期の見直しを行っているが、増加には結びついていない。 ・ 継続してフォーラム等を開催することにより、次世代を担う人材の育成、市民への啓発を図る。 ・ 市民参加につながる、広報・PRの改善、企画の検討。

分野 施策体系 施策体系細目	2 豊かな生態系を育むまちづくり～市域まるごとビオトープ～ 2-2 生物多様性保全に関する総合的な仕組みづくり 3) 自然に関して多様な主体が連携して取り組む仕組みづくり
取組内容	○自然に関して個々に取り組んでいる活動団体等が情報を交換し、様々な活動が生み出されていく仕組みづくりとして、市民、団体、事業者、行政が集まる場（プラットフォーム）づくりを行います。

取組内容の実施結果（環境指標）

項 目	平成 18 年度	平成 25 年度
環境都市宝塚推進市民会議の構成団体数	21 団体	19 団体

期間中の取組状況

<p>施策体系細目における取組状況</p> <p>市の役割として位置付けた取組み等の実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境都市宝塚推進市民会議の設置、定期的な会議の開催（全体会を年2回開催） <p>○初動期の事務作業、資金、場所、人材ノウハウの提供等によりプラットフォームの運営を支援します。 （上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境都市宝塚推進市民会議の事務局として、行政が運営を支援 <p>○最初は、行政が運営を支援しますが、いずれは市民団体等が中間支援機能を確立します。 （上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未達成
協働の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する市民団体との連携
評価及び今後の課題（継続含）	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォームとして、環境都市宝塚推進市民会議を設置しているが、市民団体等が主体となって運営されるところまで成熟されていない。

分野	3 安全で快適な環境のまちづくり～市民が関わるみどり倍増～
施策体系	3-1 景観の保全と魅力ある街なみづくり
施策体系細目	1) 山なみの保全
取組内容	○宝塚の景観の骨格となる北部地域及び南部周辺地域の山なみ景観を保全します。

取組内容の実施結果（環境指標）

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
緑地保全地区の箇所、面積 (特別緑地保全地区)	3 地区 296.1ha	3 地区 296.1ha

期間中の取組状況

<p>施策体系細目における取組状況</p> <p>市の役割として位置付けた取組み等の実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近郊緑地保全区域指定による保全 ・緑地保全地区指定による保全 <p>○南部市街地の背景となる市街化調整区域内緑地の地域制緑地の指定等による保全を図ります。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区を指定し、樹林地、草地、水辺地、岩石地等の緑地で良好な自然環境を形成しているものを保全し、良好な都市環境の形成を維持。 <p>○宝塚市都市景観条例等を活用し、土地所有者、企業、NPO、行政など多様な主体が参画する協議会などを設立し、協働による山林の管理活動に取り組みます。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組はできていない。
協働の取組み	なし
評価及び今後の課題（継続含）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年度の指定以降、あらたな指定、指定解除はない。

分野
 施策体系
 施策体系細目
 取組内容

3 安全で快適な環境のまちづくり～市民が関わるみどり倍增～
3-1 景観の保全と魅力ある街なみづくり
2) 農空間の保全
 ○北部地域の農村風景の保全を図ります。保全に際しては多自然居住やエコツーリズムの導入、市民農園などを実施することで、多様な市民が交流しながら進めます。

取組内容の実施結果（環境指標）

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
主食用水稲作付実施面積	1,739,165 m ²	1,833,875 m ²
市民農園區画数 (北部地域)	1 農園 50 区画	1 農園 50 区画

期間中の取組状況

<p>施策体系細目における取組状況</p> <p>市の役割として位置付けた取組み等の実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体験交流事業（平成 25 年度より）の実施 西谷の春・秋の日帰りバスツアーを実施することにより、南部の市民に西谷の地に足を運ぶ機会をつくり、併せて、体験交流促進事業参加者に西谷の野菜、農産物加工品、花き園芸を知ってもらい、自然豊かな西谷の魅力を体験 ・市民農園の貸出 都市住民の余暇活動の場や土に親しむ機会を提供し、農地の有効活用と緑地の保全を図る。 <p>○市民農園や朝市の拡充、多自然居住の推進等により市民・事業者の行動を支援します。 (上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園の定期的な募集による遊休区画発生防止 ・宝塚朝市の月 1 回の定期開催 ・多自然居住の推進については実施なし。 <p>○エコツーリズムによる農村体験の推進、ガイドの充実、地域産業を活かした滞在型のエコツアーなどを実施します。 (上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施なし。
--	--

	<p>○農地を維持していくために法人による農業参入も考えられます。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討に至っていない。
協働の取組み	<p>体験交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設との連携・協力のもと、事業を実施している。 <p>市民農園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者からの要望については農園主と連絡を密にして行い、農園利用者の満足度を高める。
<p>評価及び 今後の課題(継続含)</p>	<p><体験交流促進事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、西谷への交通改善の利便性に努める。今年度の事業は参加者アンケートにも「満足した」が100%近くあり評価できる。 <p><市民農園></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園は、北部地区は現状を維持しており、(南部は4農園82区画が増加)農地の有効活用と緑地の保全に寄与している。 ・利用者と農園主からの意見を聞き、既存の市民農園の事業内容を充実すると共に、新たな市民農園の開設・改善を推進する。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・西谷への交通利便性の改善 ・各種メディア等を活用した広報、PRの強化 ・将来的に農業の担い手の減少が懸念される。 ・農業の担い手の育成・確保に向けた遊休農地解消、地元農作物の消費拡大等、農業振興との連携した農空間保全施策の推進が課題

分野
 施策体系
 施策体系細目
 取組内容

3 安全で快適な環境のまちづくり～市民が関わるみどり倍増～

3-1 景観の保全と魅力ある街なみづくり

3) 街なか、街かどの景観保全

○花や緑と瀟洒な建物が一体となった良好な都市イメージを維持すると同時に、防災面から公園等の公有地、企業用地、市街地区域内の農地などの民有地を活用します。

取組内容の実施結果（環境指標）

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
景観計画特定地区（都市景観形成地域）の指定面積	94.0ha	274.5ha
都市公園面積	86.9ha	90.14ha

期間中の取組状況

<p>施策体系細目における取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内主要箇所の緑化（花植）の実践、花苗講習会開催や花と緑のフェスティバルなどのイベントを通じての緑化啓発を行い、市民意識の高揚を図る。 ・地域緑化モデル地区指定（地域緑化団体）を増やし、地域ボランティアで緑化を進める。 ・都市景観条例の規定に基づき届出にあった開発行為に対して景観審議会の審査、指導を行い、良好な都市景観への誘導を図った。 ・平成 23 年度に市都市景観条例を改正、翌 24 年 10 月には市民、事業者との協働による都市景観の保全と「宝塚らしさを感じる」景観を形成していくため、都市景観計画を策定
<p>市の役割として位置付けた取組み等の実施状況</p>	<p>○「緑化基金」を活用し、生け垣の普及や花や緑の活動を支援します。</p> <p>（上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化基金を活用した生け垣緑化に対する助成 （助成した生け垣の総延長 H23：30m → H25：92m） ・保護樹や自然環境保全地区の指定、保全 ・保護樹等の保護奨励金を助成 （助成件数 H21：18 件 H25：19 件）

	<p>○「公園樹木散策ガイド」「(仮称)花マップ」の活用など普及啓発を実施します。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンガーデンを実施しマップを作成。 <p>○公共施設の緑化、道路予定地などの先行取得用地の暫定緑化、空き地の緑化を推進します。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施なし。 <p>○地域、事業者との連携で無電柱化を推進します。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の整備等にあわせて無電柱化を推進 (県道生瀬門戸荘線<宝塚ホテル~湯本町>、R176歌劇場前~宝塚駅、関学小学校前)
協働の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市・市民・事業者の協働のもと地域特性を生かした魅力あるまちづくりを推進し、良好な都市景観を形成する。 ・市民を加えた景観審議会で、市民意見の反映。また景観フォーラムの開催を行い、市民の景観に対する意識高揚に取り組んだ。
評価及び今後の課題(継続含)	<ul style="list-style-type: none"> ・旧市都市景観条例や新条例に基づき、市街地における良好な景観を保全、形成するため、地域住民の意向を反映した上で、景観計画特定地区(都市景観形成地域)を指定しており、その面積は過去10年間で約3倍となっている。 ・今後も市民や事業者との協働のもとで、宝塚らしさを感じる良好な都市景観の形成を推進していく。 ・都市公園面積は着実に年々増加している。

分野
 施策体系
 施策体系細目
 取組内容

- 3 安全で快適な環境のまちづくり～市民が関わるみどり倍増～**
3-1 景観の保全と魅力ある街なみづくり
4) 清潔なまちづくり
 ①ごみの不法投棄を防止します。
 ②不法看板、放置自転車等を撤去します。
 ③空き地を適正に管理します。

取組内容の実施結果（環境指標）

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
一斉清掃時のごみ回収量	130.98 t	185.44 t
放置自転車撤去台数	5,512 台	3,734 台
屋外広告物違反物件簡易除却件数	13,336 枚	3,575 枚

期間中の取組状況

施策体系細目における取組状況	<p>取組内容①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止を目的とする監視カメラの設置 ・散乱ごみ回収、ごみ箱管理 ・空地の管理指導 ・美化パトロール、不法投棄の回収 <p>取組内容②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場の整備、管理運営 ・放置自転車等の巡回指導・啓発 ・放置自転車等の撤去移動、管理・返還 ・駐輪マナー推進員制度支援 ・違反広告物の簡易除却及び是正指導 <p>取組内容③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理不十分な空き地について、市民からの苦情を受け、当該土地所有者に適正管理の指導、啓発を行った
----------------	--

<p>市の役割として位置付けた取組み等の実施状況</p>	<p>○ごみの不法投棄や放置自転車の防止に関するモニター制度等を検討します。 (上記の取組みの実施状況) ・実施なし</p> <p>○空き地の適正管理のために実態把握に努め、必要に応じて所有者等に働きかけます。 (上記の取組みの実施状況) ・苦情等を受けて所有者等に適正管理についての依頼等を実施</p> <p>○まちづくり協議会など地域の活動と連携して取り組みます。 (上記の取組みの実施状況) ・宝塚を美しくする市民運動の実施（春季、秋季） ・駐輪マナー推進員の委嘱、巡回 ・市民団体等との違反広告物の合同パトロールの実施</p>
<p>協働の取組み</p>	<p><都市美化> ・地区住民の意見を参考に監視カメラの設置 ・美化活動への市民参加。</p> <p><放置自転車> ・駐輪マナー推進員の委嘱、巡回</p> <p><屋外広告> ・ボランティア活動団体による除去活動、関係機関やボランティアと連携した違反広告物の合同パトロールの実施</p>
<p>評価及び今後の課題（継続含）</p>	<p>・市民の協力のもと、投棄・放置・違法掲示された物の撤去や除去は進んでいる。投棄・放置・違法掲示をゼロにする対策が求められる。</p> <p><都市美化> ・30年を越える長期間の継続した取り組みにより、周辺環境の美化と市民の美化意識の向上が図れている。 ・法令等の遵守、マナー向上が不可欠。啓発活動の充実</p> <p><放置自転車> ・放置禁止区域内の不法駐輪については、撤去や巡回指導の強化により一定の効果が上がってはいるものの、利用者のマナーに頼る部分が多いため、引き続き市民・利用者への</p>

	<p>協力の呼びかけを行っていくことが重要である。</p> <p><屋外広告></p> <ul style="list-style-type: none">・簡易除却の対象となる違反広告物の掲出件数は減少傾向にあり、引き続き、合同パトロールや市民ボランティア団体との連携により即時除却を推進し、良好な都市環境の形成に努める。
--	--

分野	3 安全で快適な環境のまちづくり～市民が関わるみどり倍増～
施策体系	3-2 水と緑のネットワーク
施策体系細目	1) 河川・ため池・水路の保全・活用
取組内容	○防災面、景観面、環境面から環境基盤となる河川やため池・水路の適正な管理と活用を進めます。

取組内容の実施結果（環境指標）

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
河川アドプト制度参加団体数	2 団体	8 団体
ため池定期点検の実施率	(平成 24 年度) 100%	100%

期間中の取組状況

<p>施策体系細目における取組状況</p> <p>市の役割として位置付けた取組み等の実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法定河川、普通河川の草刈及び塵芥処理を実施 ・武庫川、天神川、最明寺川、逆瀬川は県アドプト制度、または河川愛護制度のボランティアによる草処分・塵芥ごみ処分を実施 <p>○水と緑の軸として、武庫川、各支流河川での重点的な緑化を検討します。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防等アメニティゾーン整備事業を実施 <p>(ひょうごアドプト制度活用による地域住民との協働)</p>
<p>協働の取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ひょうごアドプト制度を活用し、登録アドプト活動団体が武庫川などの河川において清掃・草刈を行っており、市がゴミ処分を、県が事業の連絡調整・資材支給を担当
<p>評価及び今後の課題（継続含）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登録団体の増加、ボランティアによる活動が広がっている。 ・良好な河川環境の確保するために適切に河川の除草等を行う。 ・アドプト制度等によるボランティア団体を増やし市民協働による活動を推進する。

分野	3 安全で快適な環境のまちづくり～市民が関わるみどり倍増～
施策体系	3-2 水と緑のネットワーク
施策体系細目	2) 道路を軸とした緑のネットワークづくり
取組内容	○緑豊かな幹線道路の整備を進めるとともに、快適な歩行空間づくりを行います。

取組内容の実施結果（環境指標）

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
都市計画道路整備率 (総延長 55.49 km)	62% (34.42 km)	65.6% (36.4 km)
街路灯整備率	(H23) 85%	87%

期間中の取組状況

<p>施策体系細目における取組状況</p> <p>市の役割として位置付けた取組み等の実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の整備は実施されているが、緑（街路樹等）の配置についてはあまり意識されていない。 ・街路灯の新設、既設街路灯のLED化の促進、維持管理 <p>○災害時の避難路確保のため道路整備を推進します。 (上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋の新築時に道路後退の協力を依頼し、後退箇所について道路拡幅工事を実施 (生活道路拡幅工事箇所数 H20：6箇所 H25：13箇所) <p>○渋滞解消のため都市計画道路の整備等を進めます。 (上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の整備の推進 <p>○生活道路への通過交通流入を避けるため、地域住民から要望があった場合は、一方通行等交通規制の支援を図ります。 (上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は公安委員会への窓口となっている。 <p>○幹線道路の歩車分離を進めます。 (上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発ガイドラインに基づく幹線道路整備時の歩道の確保
--	---

	<p>○散策ルートの集約、観光案内板の充実を図ります。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光プロムナード (宝塚大劇場周辺区域)、観光ダムの整備、管理 ・ 市外観光宣伝活動 ・ 観光案内板、モニュメントの設置 <p>○まちづくり協議会など地域の活動と連携して取り組みます。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アドプト制度、県河川愛護制度による河川の除草、塵芥収集の実施
協働の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築行為にあわせた道路用地の提供 ・ 市民の通報による街路灯の交換・故障対応等
評価及び今後の課題 (継続含)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路拡幅、街路灯設置により歩行空間の整備は着実に進んでいる。 ・ 家屋新築時に後退の協力をお願いし、後退箇所の拡幅整備を実施していく。 ・ 住民の防犯意識の高まりから街路灯の新設整備希望も多くなっており、現地調査及び地元自治会等との協議により設置の推進を図る。

分野	3 安全で快適な環境のまちづくり～市民が関わるみどり倍增～
施策体系	3-3 環境と福祉が連携したまちづくり
施策体系細目	1) 高齢者や障がい者が住みよい環境づくり
取組内容	○高齢者や障がい者が住みよい環境づくりを進めます。

取組内容の実施結果（環境指標）

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
歩道段差解消整備率	31.6%	100%
縦断的な段差解消率（歩道全体）	(H23) 14%	16%
高齢者・障がい者住宅バリアフリー改修費用助成件数	(高齢者) (H20) 106 件 (障がい者) (H20) 7 件	(高齢者) 68 件 (障がい者) 2 件

期間中の取組状況

<p>施策体系細目における取組状況</p> <p>市の役割として位置付けた取組み等の実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点的整備計画で位置づけた道路（歩道端部、交差点部）の段差を解消する。 ・ 線的整備計画で位置づけた道路（歩道全体整備）の縦断的な段差（波うち等）を解消する。 ・ 高齢者・障がい者住宅バリアフリー改修費用の一部助成 <p>○高齢者等の人材登録制度のしくみをつくりまます。 （上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宝塚市シルバー人材センターが行う高年齢者就業機会確保事業に対して一部補助の実施 （シルバー人材センター会員の就業率 H21：69.4% H25：72.0%） <p>○県条例（「福祉のまちづくり条例」）、市要綱に基づき、福祉のまちづくりを推進します。 （上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県条例（福祉のまちづくり条例）に基づく指導を実施（建築物の新・改築の際のバリアフリーへの配慮）
--	---

	<p>○「福祉のまちづくり重点地区整備計画」に基づき、ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、啓発を推進します。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県条例（福祉のまちづくり条例）に基づき、公共施設整備におけるユニバーサルデザイン化の推進
協働の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道段差解消事業の実施にあたり、自治会等と調整し協力を得た
評価及び 今後の課題（継続含）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道段差解消整備率は、100%を達成している。 ・ 引き続き安心して通行できる歩行空間を確保するため段差解消工事を進めていく。

分野	3 安全で快適な環境のまちづくり～市民が関わるみどり倍増～
施策体系	3-3 環境と福祉が連携したまちづくり
施策体系細目	2) 高齢者や障がい者が住みよい環境づくり
取組内容	○安心して子育てができる環境づくりを行います。

取組内容の実施結果（環境指標）

項目	平成 16 年度	平成 25 年度
安心メール登録数（緊急情報）	(H17) 4,751 件	11,878 件
アトム110番連絡所登録数	2,006 件	2,159 件

期間中の取組状況

<p>施策体系細目における取組状況</p> <p>市の役割として位置付けた取組み等の実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警察からの不審者情報など、子どもの「安心と安全」に関する緊急情報等をメール機能を活用し迅速に配信 ・子どもを守る駆け込み場所として、市内の民家や商店等に依頼して「宝塚アトム 110 番連絡所」のステッカーを掲示 <p>○子育て支援と子どもの居場所づくりを推進します。 （上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所として、児童館の整備、運営を推進 ※児童館延べ利用者数（親含む） （H16：114,452人 → H25：189,946人） <p>○安全・安心の子育て環境の確保に努めます。 （上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策体系細目における取組内容と同じ <p>○子育て情報の適正な情報提供を推進します。 （上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する総合的な情報を提供するために毎年 5 月に広報たからづかや社協たからづかに特集記事を掲載 ・子育て情報誌「たからばこ」の発行（H25：7,000冊） <p>○小中学校の花飾り活動等への支援を行います。 （上記の取組みの実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組みなし
--	---

	<p>○まちづくり協議会などの活動と連携して取り組みます。</p> <p>(上記の取組みの実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援や子どもの見守り等を含めた地域の課題についての情報交換を目的としたまちづくり交流会の開催
協働の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・アトム 110 番連絡所の設置 ・地域の見守りに関する情報交換
評価及び 今後の課題 (継続含)	<ul style="list-style-type: none"> ・次期次世代育成支援行動計画の策定にあわせて、平成 27 年度から実施予定の子ども・子育て支援新制度に向け、子ども・子育て支援のニーズを踏まえた子ども・子育て支援事業計画を策定し、引き続き安心して子育てができる環境づくりに取り組む。